

令和7年度

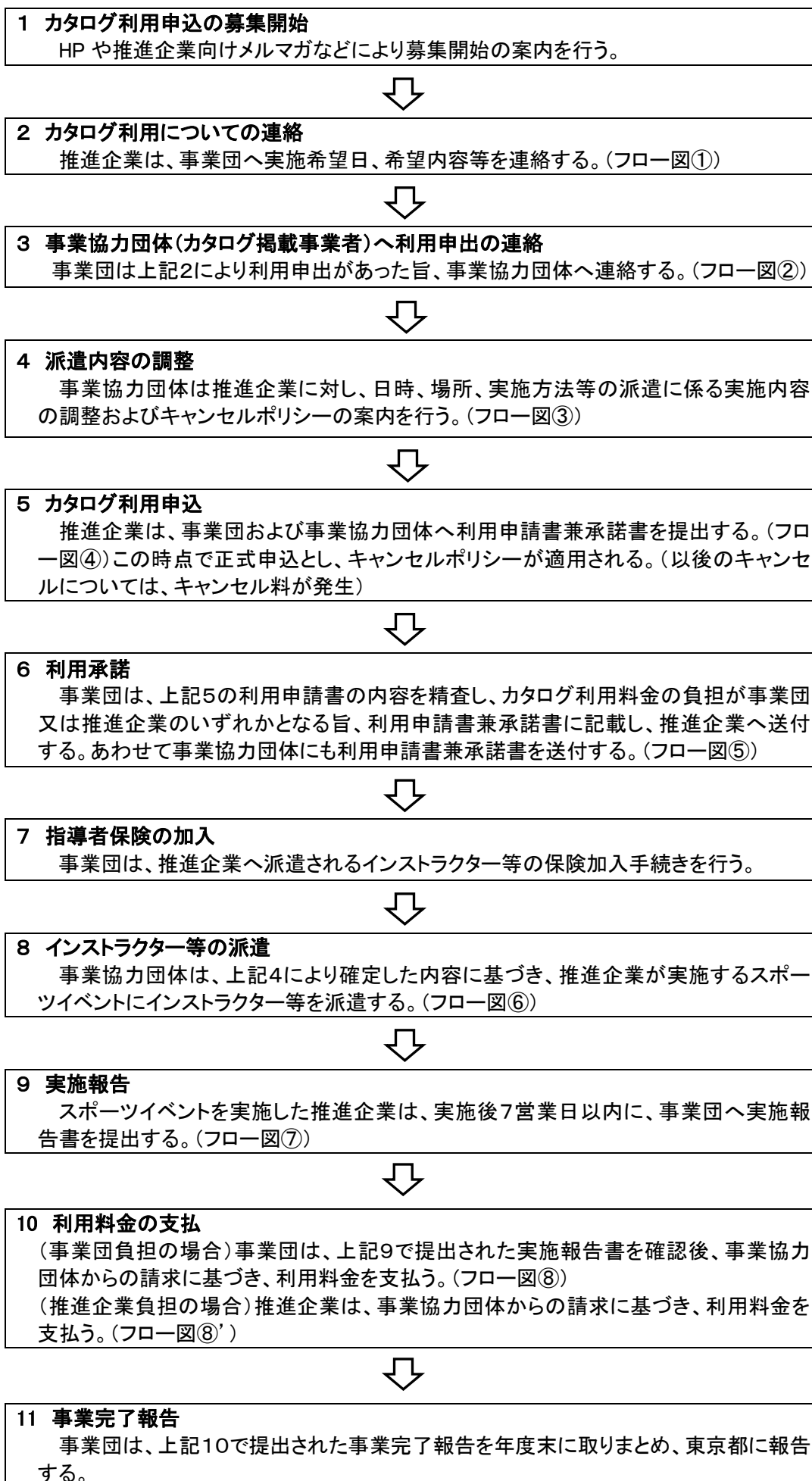
スポーツ推進企業 Enjoy Sports 促進事業
(スポーツインストラクター等派遣カタログ)

—インストラクター等派遣の手引き—

令和7年4月

公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団

1 インストラクター等派遣の流れ(別紙1「インストラクター等派遣の流れ(フロー図)」も参照のこと)



2 事業実施に当たっての留意点

I 事業全体

- 本事業は、東京都が認定する推進企業におけるスポーツ活動の推進が目的であり、従業員及びその家族が参加するイベントを対象とする。推進企業におけるスポーツ活動の推進につながらない商品発表会等の営利を目的とするイベントや、従業員が参加しないイベント、また都外でのイベントは原則として対象外とする。
- 本事業の派遣対象は、当年度、認定有効期間内となっている推進企業である。なお、カタログの利用期間はそれぞれ以下の通りとする。また申込期限は、利用期間の終期の1か月前までとする。

推進企業認定	利用期間
令和6年度以前の認定	カタログ(令和7年度版)掲載開始日から令和8年3月31日まで
令和7年度認定	令和7年度認定日(12月上旬)から令和8年3月31日まで

- 募集については、実施期間中に先着順にて受付を行う。年度内に予算額の上限に達した場合、以降の申込みはすべて推進企業の負担とする。
- 利用回数に上限は設けない。ただし、事業団がカタログ利用料金を負担するのは、原則、推進企業1社につき当年度初回1回のみとする。また、前年度に事業団負担でカタログを利用した推進企業が、当年度に同一のプログラムを事業団負担で利用することはできない。なお、特定の推進企業が繰り返し利用し、他の推進企業の利用の妨げになっていると判断される場合には、その後の利用を断ることがある。
- カタログ利用料金の負担が事業団、推進企業いずれかを問わず、利用申請書兼承諾書、実施報告書の提出は必須とする。所定の期限までに実施報告書の提出がない場合、当該企業について、以降のカタログ利用を断ることがある。
- 事業団が負担するカタログ利用料金に、推進企業が場所を借りるために発生した費用は含めない。
- 事業協力団体と推進企業との間で行う、イベント実施に向けた打ち合わせ等により発生する交通費等の諸経費は別途支給しない。
- 事業団が負担するカタログ利用料金の上限額は50万円(税込)とする。推進企業が上限額を超える料金のカタログを利用する場合、上限額までは事業団が負担し、上限額を超える金額については推進企業の負担とする。
- 推進企業からの利用申請書兼承諾書の提出をもって正式申込とし、これ以降のキャンセルの取り扱いについては、事業協力団体が定めるキャンセルポリシーに従う。なお、カタログ利用料金が事業団負担となる場合において、推進企業の都合によりキャンセル料金が発生した場合、その費用は推進企業の負担とする。
- 東京都からの要請によりイベントを取りやめる場合は、キャンセルにかかる費用は事業団の負担とする。その他、定めのない事項については、関係者において協議のうえ決定する。
- イベントへ派遣されるインストラクター等は、事業団において用意する施設所有(管理)者賠償責任保険に加入することとする。なお、保険料については事業団が負担し、保険加入の手続きは事業団が行う。

II スポーツイベントの実施

- スポーツイベントの実施にあたっての場所の確保は、一部のプログラムを除き、推進企業において行う。
- 安全管理については、スポーツイベントを実施する推進企業の責任のもと行う。参加者の誘導、参加者に係る保険の加入などの安全管理については、推進企業において適切に対応する。スポーツイベントの実施に際しては、事故等がないよう、万全を期する。

III 実施報告

- スポーツイベントを実施した推進企業は、実施回ごとに実施報告書を作成し、実施後7営業日以内に、事業団へ実施報告書を提出する。
- 実施報告書は所定の様式を使用し、記録写真など事業内容が分かる資料を添付の上、下記問い合わせ先のメールアドレスまで提出する。

IV インストラクター等派遣に係る料金の支払い

- 事業団負担の場合
事業団へ提出された実施報告書を確認し、適正と認められたものについては、カタログ掲載(事業者からの請求に基づき、利用料金を支払う。支払いについては、請求後概ね 30 日以内を目途に支払う。なお、上限額 50 万円(税込み)を超える部分については、推進企業の負担とする。
- 推進企業負担の場合
事業協力団体から推進企業へ請求を行う。支払いの期限については、事業協力団体の指示に従う。なお、この場合においても、事業団への実施報告書の提出は必須とする。

【問い合わせ先】

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 事務局
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-29-9
日本パーティビル

TEL : 03-5413-6925

e-mail : enjoy-sports@tef.or.jp

別紙1 インストラクター等派遣の流れ（フロー図）

